

議案第38号

基山町課設置条例の一部改正について

基山町課設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月3日提出

基山町長 松田一也

基山町条例第 号

基山町課設置条例の一部を改正する条例

基山町課設置条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同条第9号中「産業振興課」を「農林課」に改め、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 商工観光課

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) プラチナ社会政策課

第9条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第15条を第17条とし、第12条から第14条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条中「産業振興課」を「農林課」に改め、同条第4号から第6号までを削り、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

第13条 商工観光課の事務分掌は、次の各号に定める事務とする。

(1) 商工及び観光に関すること。

(2) 企業誘致に関すること。

(3) 労働に関すること。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

第10条 プラチナ社会政策課の事務分掌は、次の各号に定める事務とする。

(1) 高齢福祉に関すること。

(2) 介護保険事業に関すること。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(基山町老人福祉計画策定委員会設置条例の一部改正)
- 2 基山町老人福祉計画策定委員会設置条例（平成21年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第6条中「福祉課」を「プラチナ社会政策課」に改める。
(基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部改正)
- 3 基山町老人ホーム入所判定委員会設置条例（平成26年条例第21号）の一部を次のように改正する。
第11条中「福祉課」を「プラチナ社会政策課」に改める。
(基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の一部改正)
- 4 基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例（平成28年条例第26号）の一部を次のように改正する。
第11条中「産業振興課」を「農林課」に改める。
(基山町農業構造改善事業協議会設置条例の一部改正)
- 5 基山町農業構造改善事業協議会設置条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第7条中「産業振興課」を「農林課」に改める。

提案理由

自治公民館を中心とした高齢者の活躍の場の創出、基山町社会福祉協議会との連携強化のためプラチナ社会政策課を新設し、また、企業誘致、観光振興、商店街のにぎわいづくりの推進のため産業振興課を農林課、商工観光課に分割するなどの組織機構改革を令和7年4月1日付で実施し、町の重要施策等に対応できる組織機構体制を整備するため、基山町課設置条例及び関連条例規を改正する必要がある。

令和6年12月13日原案可 決